

## しんきん住宅ローン「太陽」住まいる いちばんネクストV

平成29年8月1日現在

項目	内容	
商品名	しんきん住宅ローン「太陽」 ・住まいる いちばんネクストV	
ご利用いただける方	次の条件を満たす方 ・年齢が満20歳以上満65歳未満で、最終弁済時に満80歳未満の方 ※がん保障特約付団信をご利用される場合は、年齢が満20歳以上満50歳未満の方 ・勤続年数1年以上（法人役員は2期以上）または営業年数が2期以上の方 ・安定継続した年収（前年税込）が100万円以上の方 ・全国保証株式会社の保証が受けられる方 ・原則、団体信用生命保険に加入が認められる方（保険料は当金庫が負担いたします） ・反社会的勢力に該当しない方 ・当金庫の会員となれる資格を有する方	
お使いみち	自己居住用物件の購入・借換等の資金 ①土地および住宅の購入資金 ②住宅の新築およびリフォーム資金 ③住宅用発電設備および省エネ設備にかかる資金 ④オプションとして購入する設備機器、付帯工事にかかる資金 ⑤住宅ローンの借換資金 ⑥自己居住用住宅の住み替えに要する資金 ⑦上記①～⑥にかかる諸費用資金 ※事業併用住宅は、自己居住部分が延床面積の1/2以上であること	
お借入金額	100万円以上10,000万円以内（1万円単位） ※がん保障特約付団信をご利用される場合も、100万円以上10,000万円以内（1万円単位）	
お借入期間	2年以上35年以内（月単位） ※対象物件等により最長期間に制約があります。	
お借入方法	証書貸付によりお借入れいただきます。	
ご返済方法	お借入期間に応じてお借入金額を次の方法で分割し、第1回返済日以後1ヵ月毎の応当日（約定返済日）に、指定預金口座から自動振替により、お利息とともにご返済いただきます。 （1）元利均等毎月返済または元金均等毎月返済 （2）ボーナス時増額返済併用（年2回、6ヵ月ごとに増額返済） ただし、ボーナス返済元金総額は、お借入金額の50%以内（1万円単位）といたします。	
お借入利率	金利選択型	（1）変動金利：お借入利率は当金庫長期プライムレートを基準とします。 （2）特約固定金利：3年・5年・10年・20年・30年 お借入利率は当金庫特約固定金利（3年・5年・10年・20年・30年）を基準金利とします。 お借入の際の適用金利は毎月見直されます。 金利情勢によっては見直されることもあります。
	全期間固定金利型	当金庫全固定金利を基準金利とし、お借入日現在の基準金利を適用します。 利率の見直しは行ないません。 お借入の際の適用金利は毎月見直されます。 金利情勢によっては見直されることもあります。
	※がん保障特約付住宅ローンをご利用される場合は、上記住宅ローン基準金利に基づき別途定めるがん保障付住宅ローンの金利を適用します。	

住宅ローン「太陽」住まいる いちばんネクストV

商品概要説明書

項 目	内 容	
利率の見直し	金利選択型	<p>(1) 変動金利 お借入後の利率については年2回、毎年4月1日と10月1日現在の当金庫住宅ローンプライムレートを基準として前回基準日または実行時における当金庫住宅ローンプライムレートと比較し、その変動幅と同じ幅で利率を変動させます。 新利率の適用は、6月および12月の約定返済日または利息支払日の翌日から適用します。</p> <p>(2) 特約固定金利 特約期間中は利率の見直しは行ないません。 特約期間終了時に再度、金利をご選択いただけます。 ご選択されない場合は、変動金利となります。</p>
	全期間固定金利型	ご返済終了まで利率の見直しは行ないません。
ご返済額の変更	金利選択型	<p>①変動金利 元利均等返済の場合、適用利率に変動があった場合も、10回の基準日を経過するまで（5年間）は毎月のご返済額は変更しません。変更する場合の新ご返済額は前のご返済額の1.25倍以内とします。そのため、金利が上昇すると、毎月のご返済額のうち、お利息の額が増え、元金の占める額が減ってしまい、借入元金のご返済が遅れます。 さらに金利が上昇した場合、お利息の額が毎月のお支払額を超えてしまい、「未払利息」が生じます。この場合、最終返済期限に借入元金が残ることとなり、未払利息とともに一括してお支払いいただくこととなります。</p> <p>②特約固定金利 毎月のご返済額は特約固定期間中変わりません。特約期間終了後、新たにご選択いただいた金利に基づき、残存金額・残存期間に照らして再計算します。</p>
	全期間固定金利型	ご返済終了まで毎月のご返済額は変わりません。
お利息の計算方法 (付利単位100円)	<p>元利均等返済：月割計算となります。1年を12ヵ月とした月割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 (1) お借入日から第1回返済日までの期間の約定利息 (2) 繰上返済の場合の未収利息 (3) 延滞損害金</p> <p>元金均等返済：日割計算となります。1年を365日とした日割により計算します。 下記の場合は日割で計算いたします。 (1) 繰上返済の場合の未収利息 (2) 延滞損害金</p>	
延滞損害金	ご返済が遅れた場合は、遅延した元金について年18.25%の延滞損害金を申し受けます。	
金利情報	金利は当金庫ホームページに掲載いたします。(または窓口にお問い合わせください)	
団体信用生命保険	原則、団体信用生命保険、またはがん保障特約付団体信用生命保険（明治安田生命保険相互会社）に加入していただきます。	
火災保険	<p>【しんきんグッドすまいる】 住宅ローンご利用のお客様向けの火災保険をご用意しています。 幅広い保証内容で、ご納得いただける保険料がお勧めポイントです。 (保険料はおお客様のご負担とさせていただきます。) 窓口パンフレットをご用意しています。</p>	

住宅ローン「太陽」住まいるいちばんネクストV

商品概要説明書

項目	内容															
債務返済支援保険	<p>【しんきんグッドサポート】</p> <p>ご希望により債務返済支援保険のご加入も可能です。 病気やケガで働けない期間のご返済をバックアップする保険です。 (保険料はお客様のご負担とさせていただきます。) 窓口パンフレットをご用意しています。</p>															
保証人	<p>全国保証株式会社の保証をご利用いただきます。 担保提供者や年収合算者は連帯保証人または連帯債務者になっていただきます。</p>															
担保	<p>お借入れの対象となる土地・建物には原則第1順位で抵当権を設定させていただきます。 建物には、時価相当額の火災保険にご加入いただき、保険金請求権に第1順位の質権を設定させていただきます。(公的資金を併用する場合は、窓口へご相談ください)</p>															
保証料	<p>お借入時に一括してご負担いただきます。 全国保証株式会社を支払う保証料につきましては、条件により異なりますので、詳しくは窓口、営業担当にお問い合わせください。</p> <p>&lt;保証料試算例&gt; お借入金額100万円に対する保証料、Cコース(借換等含まない)の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご返済期間</th> <th>5年</th> <th>10年</th> <th>20年</th> <th>30年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常保証料</td> <td>4,435円</td> <td>7,941円</td> <td>14,211円</td> <td>19,297円</td> </tr> <tr> <td>超過保証料</td> <td>22,177円</td> <td>39,705円</td> <td>71,059円</td> <td>96,487円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※超過保証料は保証金額の不動産担保評価額100%を超えた部分に適用されます。</p>	ご返済期間	5年	10年	20年	30年	通常保証料	4,435円	7,941円	14,211円	19,297円	超過保証料	22,177円	39,705円	71,059円	96,487円
ご返済期間	5年	10年	20年	30年												
通常保証料	4,435円	7,941円	14,211円	19,297円												
超過保証料	22,177円	39,705円	71,059円	96,487円												
手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>不動産担保事務手数料として、担保設定額が3,000万円以下は32,400円(消費税込)、3,000万円超は43,200円(消費税込)を申し受けます。</li> <li>お借入実行後、固定金利をご選択した場合、固定金利選択手数料5,400円(消費税込)を申し受けます。(お借入実行時は無料です。)</li> <li>約定以外のご返済条件の変更が必要となった場合は、条件変更手数料5,400円(消費税込)を申し受けます。</li> <li>全国保証株式会社において保証料のほかに手数料54,000円(消費税込)が必要です。</li> <li>繰上返済時に次の繰上返済手数料を申し受けます。 繰上返済額(万円単位)×0.540% ただし、最低金額5,400円(消費税込)、上限金額は54,000円(消費税込)といたします。</li> </ul>															
がん保障特約付(リビングニーズ特約付) 団体信用生命保険	<p>この保険は、住宅ローンをお借入された方を被保険者とする保険契約で、被保険者が住宅ローン償還の途中で初めて悪性新生物(がん)と診断された場合、がん診断給付金としてローン残高相当額の全額を受領できるものです。</p> <p>また、一般の団体信用生命保険同様、がん以外の要因による死亡・高度障害となった場合にも対応し、余命6ヵ月と診断された場合に給付対象となるリビングニーズ特約も自動的に付保されます。(リビングニーズの特約料は不要です。)</p> <p>この保険に加入できるのはお借入申込者本人のみとなります。よって、連帯債務者および連帯保証人は合算者であっても加入することができません。また、一般団信(富国生命扱い)にて加入不可となった場合は、がん団信にも加入することはできません。</p> <p>なお、親子リレーローンには対応しません。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お借入金額</th> <th>加入承諾を得られる方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,000万円以下</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>告知書の告知事項が全て「なし」の方</li> <li>告知書の告知事項に「あり」がある方で保険会社の審査の結果、加入承諾を得られた方</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>5,000万円超</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>告知書の告知事項に関わらず、告知書と健康診断結果証明書による保険会社の審査の結果、加入承諾を得られた方</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> <p>がん団信の概要については、別途「がん保障特約付住宅ローン団体信用生命保険のお申込にあたって」をご用意していますのでご確認ください。</p>	お借入金額	加入承諾を得られる方	5,000万円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>告知書の告知事項が全て「なし」の方</li> <li>告知書の告知事項に「あり」がある方で保険会社の審査の結果、加入承諾を得られた方</li> </ul>	5,000万円超	<ul style="list-style-type: none"> <li>告知書の告知事項に関わらず、告知書と健康診断結果証明書による保険会社の審査の結果、加入承諾を得られた方</li> </ul>									
お借入金額	加入承諾を得られる方															
5,000万円以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>告知書の告知事項が全て「なし」の方</li> <li>告知書の告知事項に「あり」がある方で保険会社の審査の結果、加入承諾を得られた方</li> </ul>															
5,000万円超	<ul style="list-style-type: none"> <li>告知書の告知事項に関わらず、告知書と健康診断結果証明書による保険会社の審査の結果、加入承諾を得られた方</li> </ul>															
保障開始日	<p>保障開始日は、被保険者に対して保険会社にご加入を承諾し、当金庫からお借入が実行された日とします。</p>															

住宅ローン「太陽」住まいのいちばんネクストV

商品概要説明書

項目	内容																								
保障の終了	<p>被保険者が以下に該当する場合は、当該事由の発生した日をもってこの保険契約から脱退し、保障は終了します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡されたとき</li> <li>・高度障害と認定されたとき</li> <li>・がんと診断されたとき</li> </ul> <p>※ただし、進行期Ⅰ期の場合は、死亡・高度障害保障の主契約部分のみ継続となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・余命6ヵ月と診断されたとき</li> </ul>																								
がん保障特約 免責期間	<p>団体信用生命保険の責任開始日（融資実行日）から90日</p>																								
保険金額	<p>被保険者がお支払事由に該当したときの「がん保障付住宅ローン」の未償還お借入残高となります。なお、お利息の一部等をご負担いただく場合があります。</p>																								
お支払事由	<p>次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いします。</p> <table border="1"> <tr> <td>死亡</td> <td colspan="2">保険期間中に死亡したとき</td> </tr> <tr> <td>高度障害</td> <td colspan="2">保障開始日以後の疾病または傷害により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">悪性新生物 (がん)</td> <td colspan="2">責任開始日（融資実行日）から90日経過後、初めて所定の悪性新生物（がん）に罹患し、医師によって診断確定されたとき</td> </tr> <tr> <td></td> <td>がんの進行状況</td> <td>支払保険金</td> </tr> <tr> <td>早期がん</td> <td>進行期Ⅰ期：限局…転移していない段階</td> <td rowspan="2">ローン残高 全額相当額</td> </tr> <tr> <td>進行がん</td> <td>進行期Ⅱ期：所属内リンパ節転移 進行期Ⅲ期：隣接臓器浸潤 進行期Ⅳ期：遠隔転移</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※進行期分類は医師の判断によるものとします。</td> </tr> <tr> <td>余命6ヵ月診断</td> <td colspan="2">保険期間中に余命6ヵ月以内と診断されたとき</td> </tr> </table>	死亡	保険期間中に死亡したとき		高度障害	保障開始日以後の疾病または傷害により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき		悪性新生物 (がん)	責任開始日（融資実行日）から90日経過後、初めて所定の悪性新生物（がん）に罹患し、医師によって診断確定されたとき			がんの進行状況	支払保険金	早期がん	進行期Ⅰ期：限局…転移していない段階	ローン残高 全額相当額	進行がん	進行期Ⅱ期：所属内リンパ節転移 進行期Ⅲ期：隣接臓器浸潤 進行期Ⅳ期：遠隔転移	※進行期分類は医師の判断によるものとします。				余命6ヵ月診断	保険期間中に余命6ヵ月以内と診断されたとき	
	死亡	保険期間中に死亡したとき																							
	高度障害	保障開始日以後の疾病または傷害により、保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき																							
	悪性新生物 (がん)	責任開始日（融資実行日）から90日経過後、初めて所定の悪性新生物（がん）に罹患し、医師によって診断確定されたとき																							
			がんの進行状況	支払保険金																					
早期がん		進行期Ⅰ期：限局…転移していない段階	ローン残高 全額相当額																						
進行がん	進行期Ⅱ期：所属内リンパ節転移 進行期Ⅲ期：隣接臓器浸潤 進行期Ⅳ期：遠隔転移																								
※進行期分類は医師の判断によるものとします。																									
余命6ヵ月診断	保険期間中に余命6ヵ月以内と診断されたとき																								
保険金が 支払われない場合	<p>次のような事由に該当する場合は、保険金をお支払いできません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・告知内容に虚偽等があったとき</li> <li>・保険契約について、被保険者に詐欺行為があったとき</li> <li>・責任開始日（融資実行日）から1年以内に自殺されたとき</li> <li>・戦争その他の変乱により死亡または高度障害状態になられたとき</li> <li>・上皮内がんや皮膚の悪性黒色種以外の皮膚がん罹患したとき</li> <li>・責任開始日（融資実行日）前に所定の悪性新生物（がん）と診断されていたとき</li> <li>・責任開始日（融資実行日）から90日以内に所定の悪性新生物（がん）と診断されたとき</li> <li>・責任開始日（融資実行日）から90日以内に診断確定された所定の悪性新生物（がん）の再発・転移等と認められるとき</li> </ul>																								
幹事生命保険会社	<p>明治安田生命保険相互会社</p>																								
重要事項のご説明について	<p>保険金や診断給付金をお支払いできない場合など、詳しい保険の説明については「がん保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書」の重要事項に関するご説明またはお客様控え裏面のご説明をお読みください。</p> <p>保険内容の詳細や、ご不明な点は明治安田生命保険相互会社にご確認ください。</p>																								
ご留意いただきたい事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ご加入申込時のお借入金額（保険金額）が、通算で5,000万円を超える場合には、所定の「健康診断結果証明書」等をご提出いただきます。</li> <li>・診断給付金が支払われた時点で、がん保障特約は消滅します。</li> <li>・上皮内がんや皮膚の悪性黒色種以外の皮膚がんは、がん給付金の対象になりません。</li> <li>・がん診断給付金は、責任開始日（融資実行日）から90日経過後、生まれて初めて所定の悪性新生物（がん）に罹患し、医師によって診断確定された場合にのみお支払いします。</li> <li>・過去の病歴や現在の健康状態等により、保険会社にご加入をお断りする場合があります。</li> </ul>																								

住宅ローン「太陽」住まいのいちばんネクストV

商品概要説明書

項 目	内 容
<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p><b>【苦情処理措置】</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部経営管理課（9時～17時、電話：0479-25-2114）にお申出ください。</p> <p><b>【紛争解決措置】</b> 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部経営管理課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部経営管理課もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ローンのご利用は、当金庫本支店のいずれか1店舗に限ります。</li> <li>・お申込みにあたっては審査がございます。結果によっては、ご希望に添えない場合もあります。</li> <li>・当金庫でのお借入れが合計700万円を超える場合は、当金庫の出資にご加入いただき、会員となることが必要です。</li> <li>・ご返済の試算は、当金庫ホームページまたは窓口でお受けいたします。</li> <li>・お客さまの年間所得等により、5つのコースに区分されそれぞれお借入条件や保証料等が異なります。</li> <li>・住宅ローン優遇制度をご利用いただけます。</li> <li>・団体信用生命保険に係る診断給付金、保険金のお支払いにあたっては制限条項がございます。</li> </ul>